

令和4年度 事業計画

I 公益法人制度改革への対応等

1 財団法人の設立目的と経緯

健康づくりは、生涯にわたりより良い健康を目指し、栄養、運動、休養のバランスのとれた生活を営み、日常生活の中から健康を阻害する要因を取り除き、環境の変化に対応できる健康な心身をつくることでもあります。

財団法人京都市健康づくり協会は、健康づくりに係る関係団体等の皆さんと協力連携し、京都市健康増進センターを市民の健康づくりのための環境整備に取り組む拠点として活用しながら、市民の皆さんの健康と福祉の向上に寄与することを目的として平成5年に設立されました。

以後今日まで、健康づくりのための各種健康教室等の実践活動や知識の普及啓発活動、あるいは健康づくり指導者・ボランティアの養成等の事業を積極的に取り組み、とりわけ京都市健康づくりプラン（第二次）が掲げる基本理念「京都ならではの取組や強みを生かした健康づくり」の実現に向け、積極的に参画しています。

また平成16年度からは、各種健康づくり事業を補完し、より充実したものとするため、診療所における健康度測定事業等も開始しております。

他方、地方自治法の改正により公の施設の管理運営に「指定管理者制度」が設けられ、京都市健康増進センターも指定管理の対象となったことから、当協会はこれまで培ってきた経験やノウハウを生かした提案を行い、平成18年度から令和2年度までの15年間の三次にわたって京都市健康増進センターの指定管理者として指定を受け、管理運営を担ってきました。

更に、令和3年4月から令和8年3月までの5年間にわたる第四次の指定につきましても、「これまでの施設運営実績を基に、経験やノウハウを生かした運営が期待できます。」（市広報資料より）等と選定委員会において評価され、指定管理者として管理運営しております。

管理運営に当たっては、最も効率的な方法で、高品質で満足度の高い市民サービスの提供が行えるよう、経費の削減に努める等自主的な経営努力を促進しております。

2 公益財団法人への移行及び運営

平成 20 年に公益法人制度改革関連 3 法が施行されたことに伴い平成 25 年 11 月末日までに新たな法人への移行が必要となったことから、当協会も平成 23 年度から本格的に移行準備に取り掛かりました。

公益財団法人では、公益目的事業への非課税、税控除など優遇措置を受けることができるものの、移行後も公正で自主自律的な運営はもとより認定庁による厳しい監督も行われます。

当協会は、今般の公益法人制度改革を自らの法人の在り方の再点検の機会として積極的に受け止め、検討協議を行ってきました。

その結果、設立趣旨はもちろん、当協会が行っている殆どの事業が不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与するものであり、とりわけ中高年齢者に対する生活習慣病対策や生活機能の低下防止等社会保障の基礎となる分野において、京都市や関係団体等と連携協力し、市民の健康保持増進に大きく寄与していることから、平成 24 年 5 月の役員会等で新たな公益財団法人の定款の変更の案等の承認を得たのち、平成 24 年 8 月に京都府知事に公益財団法人への移行認定申請を行いました。

その後平成 25 年 3 月 18 日付けにて府知事の移行認定が得られましたので、必要な設立登記手続きを行い、平成 25 年 4 月 1 日付けにて公益財団法人として発足し、今日に至っています。

この間、平成 26 年 11 月及び平成 29 年 10 月の 2 回、監督官庁である京都府の立入検査を受け、賞与にかかる引当金計上等経営改善に向けた提言等も受けたものの、厳しい経営状況等を理解いただき、良好に運営できているとの検査結果を得ることができました。

また、京都市における「外郭団体のあり方の抜本的見直し」の取組の一環として、令和元年 1 1 月に当法人の基本財産における京都市の出資比率を 20%に引き下げることで外郭団体から関連団体となり、より自由度の高い法人運営が可能となりました。

一昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言時等には臨時休館や時間短縮営業が繰り返されています。

非常に厳しい経営状況ではではありませんが、今後とも一層の経営努力と感染症拡大予防対策を徹底し、これまで以上に市民の健康づくりに供することに尽力してまいります。

3 京都市の行財政改革の動向と今後の展開

令和3年8月に策定された京都市行財政改革計画（令和3年度から7年度）の取組の柱の一つとして、「公共施設のマネジメントと資産の戦略的な活用」が掲げられたことを受け、令和4年2月には「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」が京都市会に示されました。

この中で、京都市健康増進センターについては、「施設の今日的な役割や民間等類似施設の充実等を踏まえると、多額の公費投入に要する施設・設備の更新を行ってまで、公設施設として維持し続けることは困難な状況であり、廃止を視野に検討を進める。」とされたことから、今後の当センター及び協会のあり方について京都市と協議、調整を進めてまいります。

Ⅱ 令和4年度 事業計画

<計画項目>

- 1 中高年齢者に対する健康保持増進事業
 - (1) 介護予防事業の推進
 - 生活機能維持向上
 - 自立，社会参加能力の低下予防
 - (2) 中高年齢者の保健指導事業等の推進
 - 生活習慣病の予防推進
 - 疾病の早期発見，早期治療
 - (3) 中高年齢者の健康増進事業の推進
 - 自らの健康度の把握，自らの健康保持増進プログラム等の策定支援
 - 持続する健康保持増進の取組支援
 - 健康保持増進に係る意識の向上<きっかけづくり>
 - (4) 健康度測定等に係る推進体制の充実強化
 - 医学的検査や体力測定，食事調査等の実施による健康度測定等
 - 健康，栄養指導等健康増進取組支援
 - (5) 健康づくり関連団体等との連携協力，活動支援事業並びに調査研究及び普及啓発事業
 - 健康長寿のまち・京都市民会議への参画
 - 梅小路公園 青空健康づくりプログラム事業の運営業務
 - 健康づくり関連団体への講師の派遣
 - 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティアの活動支援等
 - 「健康長寿のまち・南区」実現事業への参画
 - 健康づくりの調査研究等
- 2 青少年等の健全な身体の増進事業
 - ストリートダンス等各種スタジオ教室や水泳教室の開催等
 - 夏休み，春休み子ども水泳教室の開催
 - 青少年の医学的検査や体力測定等の健康度測定及び運動指導等
- 3 京都市健康増進センターの管理運営
 - 令和3年度から令和7年度まで，指定管理者として運営
 - 最も効率的な方法による，高品質で満足度の高い市民サービスの提供

1 中高年齢者に対する健康保持増進事業

健康は，市民ひとりひとりがいきいきとした豊かな人生を過ごすうえで欠くことができない大切なものであり，心身共に如何に健康に過ごすかは社会全体の重要な課題です。我が国は，世界に冠たる長寿国となりましたが，中高年齢者（40歳以上）にとっては，加齢とともに健康保持に係るリスクが否応なしに増え，寝たきりや要介護状態になる等日常生活に不自由を感じている人が増えている状

況も見られます。

このような中で、平成 24 年に国で策定された健康日本 21（第 2 次改正）や平成 25 年に策定された京都市民健康づくりプラン（第 2 次）が掲げる目標達成に向け、当協会が、京都市や健康づくりに係る関係団体と連携し、かつ、介護予防や特定健診等の制度を活用しながら健康保持増進の取組を積極的に進めていくことの重要性がますます高くなっています。

平成 30 年には、全ての市民の健康づくりを京都市ならではの「生活文化」や「地域のつながり」を通じて推進していく「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」が策定されたところです。

そして健康寿命の延伸を実現するためには、生活習慣病の予防とともに社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが求められており、そのためには、高齢化に伴う機能の低下を遅らせる高齢者の健康に焦点を当てたきめ細かい取組、具体的には認知機能低下やロコモティブシンドロームやフレイルの予防とともに良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加等の取組が求められています。

実施に当たっては、これらの要請に効果的に対応できるよう当協会の健康運動指導部門や医療部門等が培ってきたノウハウを存分に発揮し、一体となり総合的に実施するよう留意します。

これらの事業を通じて、一人でも多くの市民が、自らの健康は自らが築き上げ培っていかねばならないことを意識し、かつ、実践していく能力を身につけていただくことを目指します。

更には、意識を高め、トレーニング等の能力を一定身に付けた市民が、「京都市いきいき筋トレボランティア活動」等を通じてそれぞれの地域や集まりで健康づくりの取組を率先して推進し、ひいてはそれぞれの地域等において中高年齢者を中心とした人々の「つながる」「つどう」ことのできる居場所づくり、コミュニティづくりを目指した新たなまちづくりに繋がることを目指します。

（１）介護予防事業の推進

- 生活機能維持向上**
- 自立，社会参加能力の低下予防**

一人でも多くの市民が要支援，要介護状態に陥ることのないよう生活機能の維持向上の取組や生活機能低下の早期発見，早期対応に向けた取組を行う。

とりわけ，加齢に伴い様々な不具合，変調が生じても，個人として積極的な取組には至らない高齢者が多いことから，関係機関との連携を深め，かつ，市民しんぶんやホームページ等の広報媒体を積極的に活用した宣伝広告を行い，

一人でも多くの参加を得て、健康増進に向けたきっかけづくりとなるよう努める。

<主な教室等>

① いきいき筋力トレーニング教室（通所型）

ロコモティブシンドロームを予防し、健康寿命を延ばすため、京都市高齢者筋力トレーニング教室として、「いきいき筋力トレーニング教室」を開催する。

教室は、「京から始めるいきいき筋力トレーニング」及び「(ロコモいつでもどこでも)京ロコステップ+10」を基本とし、それぞれ月4回のコースとして行う。なお、マシンコース2クラスは令和3年度で終了し、全クラスを基本コースとする。

※基本コース

定員	毎月8クラス開催 各18名（現在14名）
対象	市内在住65歳以上
料金	2,000円（月4回）

② いきいき筋力トレーニング教室（出張型）

高齢者に対する筋力トレーニングの普及啓発、きっかけづくりを目的として、京都市高齢者筋力トレーニング教室の一つとして出張型の筋力トレーニング教室を行う。

定員	1回あたり5人以上（65歳以上を1人含むこと。）
対象	京都市下京区、南区、伏見区(醍醐区域を除く。)
場所	利用者において確保する運動スペース
回数	1回のみ
費用	無償（京都市助成事業）

③ シニア栄養相談

ア「シニアのお手軽クッキング」教室

イ「防げ糖尿病」教室

ウ「おいしく減塩生活」教室

エ 食事と運動で「貯筋」教室

健康づくりの基本は、栄養、運動そして休養の三つがバランスよく保たれた生活を営み、環境の変化に対応できる健康な心身をつくることですが、特に栄養の観点から、とりわけ加齢による体力低下を防止するための高齢期の食生活に着目した教室を、市内在住の65歳以上の高齢者を対象に上記4つに特化して開催する。

教室では、栄養アセスメント等により目標を設定し、栄養に着目しながら「しっかり食べて元気はつらつ！」をテーマとした栄養指導、簡単クッキングの実践、食前食後の血糖値の測定、尿中塩分濃度の測定、体組成や筋力の測定等それぞれの症状に応じたきめ細かい取組を保健師や管理栄養士及び健康運動指導士が連携して行い、参加者のモチベーションの低下を防止するとともに、「はかる」「わかる」「きづく」「かわる」につながるよう留意する。

④ スマイル栄養塾（いきいきシニアの食事バランス教室）

高齢期における食生活は体力の保持増進の根幹をなすものである。

適切な食生活の改善が必要とされる65歳以上の人を対象として、医師や保健師の講話、管理栄養士や健康運動指導士による栄養・運動指導等により、正しい食生活への改善を図るとともに生活に必要な体力の低下を防ぐ。

⑤ すこやか栄養教室（食事と健口でフレイル予防教室）

摂食・嚥下等の口腔機能の低下により「食べる楽しみ」を失い、かつ、適切な栄養状態の確保が困難となるおそれのある65歳以上の人を対象としたフレイル予防の教室を開催する。

保健師の講話でフレイルについての正しい知識を習得し、フレイル予防のための歯科衛生士による口腔ケア指導や、管理栄養士による栄養指導や調理実習、健康運動指導士による運動実技を行い、口腔機能の向上や低栄養状態、体力の低下を防いで身体機能の改善を図る。

⑥ シニア体力向上教室

「最近歩くのが遅くなった」「重い荷物を持つのがつらい」等生活機能の低下のおそれがある人を対象に、それぞれの健康度に応じて長く続けられる筋力トレーニングを中心とした教室を開催する。

実施に際しては、当京都市健康増進センターの医師による健康チェック等を踏まえ、油圧式筋力トレーニングマシン等を活用した運動プログラムや到達目標を設定し、それぞれにあった生活機能の向上が自らの力で行えるように運動指導を実施する。また、随時水中運動や保健指導等もオプションとして取り入れるなど長続きする取組みとなるよう留意する。

併せて、約1年ごとに医師の健康チェックや体力測定等を行い、取組の効果の検証等も行う。

⑦ イスで行ういきいき筋トレ教室

体力の低下や関節痛等によって立位での運動に不安のある人を対象に、椅子に座って行えるロコモティブシンドローム予防のための教室を開講する。

（2）中高年齢者の保健指導事業等の推進

○ 生活習慣病の予防推進

○ 疾病の早期発見，早期治療

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少を図るため，一人でも多くの中高齢者が自らの健康状況を正しく把握し，適切な保健指導を受けられるよう高齢者医療確保法に基づく特定健診の当協会健康増進センターでの受診を勧めるとともに，必要な人には特定保健指導や上記（１）に掲げる介護予防事業等への参加を勧め，生活機能の向上を図れるように努める。

併せて，メタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣の改善に関する動機付けを目的として，まず自分の健康度の再確認，有酸素性運動や筋力トレーニングの必要性，更には食生活の改善等の学習，そして実践指導等を内容とした事業を推進する

（３）中高年齢者の健康増進事業の推進

○ 自らの健康度の把握，自らの健康保持増進プログラム等の策定支援

○ 持続する健康保持増進の取組支援

○ 健康保持増進に係る意識の向上くきかけづくり

① 健康度把握の推進と運動実践による健康づくり助言指導

自らの健康度に関心を示し，健康保持増進を自ら実施していく必要性を自覚している中高年齢者に対して，医療部門の活用による血圧，血液や安静時心電図等の医学的検査，体組成検査や運動負荷試験，更には体力測定の実施等による健康度の総合的な判定を実施し，その結果を踏まえてそれぞれに合った筋力トレーニングや有酸素性運動の実施に係る助言や指導及び栄養に係る相談等を行う。

更に，当健康増進センターが厚生労働大臣認定の運動型健康増進施設であるとともに指定運動療法施設としても指定を受けており，医師の処方に基づく疾病の治療のための運動療法に要する経費が医療費控除の対象となることから，これらを活用したヘルスパスや定期券の利用による利用者の満足度の向上を図る。

② いきいき長寿パス等の活用

当健康増進センターを利用する中高年齢者が，安心，かつ，持続して健康保持増進に取り組めるようそれぞれに合った魅力的な定期券の発行等を行い，健康増進の意識向上と取組の推進を図る。

65歳以上の高齢者には長寿パスを設け，料金割引とともに運動を通じて自らの健康に対する理解を更に深められるよう必要な人には月１回の個別相談等を行い，生活機能の向上，生活習慣病の予防につながる持続的な取組の支援を行う。

また，健康増進の必要性を理解しながらも働き世代，子育て世代等でなか

なか実践に移せない人、「健康と運動」についてじっくり考え、実践する機会をもつことが困難な人等 40 歳以上の中高齢者に対しては、夜間割引定期券の活用等を促し、健康増進の魅力をまず体験いただき、更に専門家による個別相談やカウンセリング等を通じて自らの健康度に応じた生活プログラムの構築につながるよう努める。

※定期券種別

いきいき長寿パス（70 歳以上）

いきいき長寿パス（65 歳～69 歳）

プールパスシニア（70 歳以上）

ジムパスシニア（70 歳以上）

プールナイトパス

ジムナイトパス その他

③ 「ヘルスピア筋トレ教室」等各種健康教室、水泳教室等の開催

健康づくりを楽しみながら、かつ、仲間づくりも併せて行えるよう「ヘルスピア筋トレ」「ヨガ」「ピラティス」「エアロビクス」「フラダンス」「社交ダンス」「健康カラオケ」等の各種教室や、目的、能力等を考慮した水泳や水中運動教室等を開催する。

なお、健康保持増進の取組が持続してされるよう利用者のニーズ、要望も充分取り入れ、教室内容が常に魅力的であるよう配慮する。

とりわけ「ヘルスピア筋トレ教室」では、「きっかけ」づくりとしての京都市の高齢者筋力トレーニング教室等を受講し、健康づくりの必要性等を自覚された人が、引き続き仲間とともに、生活の一環としてじっくりと健康づくりに取り組めるよう週 1 回 3 カ月単位の教室として、火曜日から土曜日までマシンコースを含めて毎週 11 教室を開催する。

④ 生活機能低下防止対策の実施等

京都市老人クラブ連合会「すこやかクラブ京都」等と連携し、定期的に体組成測定や健康講話、運動実技指導等を行う「ヘルスピア 21 半日体験」等の取組みを引き続き行う。

⑤ その他

京都市健康増進センター内に、栄養に係るモデル献立の展示や健康啓発リーフレット等を配布し、より一層の健康と運動に係る自覚と知識の向上のきっかけづくりを行う。

(4) 健康度測定等に係る推進体制の充実強化

○ 医学的検査や体力測定、食事調査等の実施による健康度測定等

○ 健康、栄養指導等健康増進取組支援

上記（１），（２），（３）に係る各種事業を効果的に実施し，かつ利用者の満足度の向上を図るため，運動部門，医療部門等の連携をより強化し，市民に分かりやすい健康度測定の商品整理等を行う。

なお，アセスメントその他の機会に適切な栄養指導や治療が必要と認められたときには，これらの改善策を指導するとともに，必要な場合には生活プログラムの作成・指導を実施する。

また，これまで医療部門が市民の健康の保持・増進に取り組んできた成果を生かし，生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの予防に重点を置いた特定健康診査及び特定保健指導等の取組も，医療保険者との連携を強化し，積極的に取り組む。

併せて，ロコモティブシンドローム（運動器症候群）に係る体力測定等による健康度の把握や長期記録管理等による持続的な生活機能低下防止に向けた取組を進める。

（５）健康づくり関連団体等との連携協力，活動支援事業並びに調査研究及び普及啓発事業

① 健康長寿のまち・京都市民会議への参画

京都の市民力・地域力を結集させ，市民ぐるみで健康長寿のまち・京都の取組を推進する同会議に参画し，健康ポイント手帖の普及など積極的に事業協力していく。

② 梅小路公園 青空健康づくりプログラム事業の運營業務

（公財）京都市都市緑化協会より受託し，梅小路公園の緑いっぱいの自然の中で，ウォーキングを中心とした，いつでも気軽にできる健康づくりの運動指導を行う。

③ 健康づくり関連団体への講師の派遣

地域包括支援センターや老人福祉センター，社会福祉協議会，老人クラブ連合会等の健康づくり関連団体と連携協力し，それぞれの団体や個人が地域で自主的に健康づくりに取り組めるようきっかけづくり，意識の醸成を行うとともに必要な場合には協会の専門職員自らが地域に出張し，指導啓発を行う等地域での取組に対し積極的に支援活動を行う。

④ 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティアの活動支援等

上記②に掲げる各地域や団体による自主的な健康づくりの取組において，リーダーとして活動するいきいき筋トレボランティアが，引き続き地域での取組をより効果的，適切に行えるよう活動の支援等を京都市から受託して行う。

また、新たな知識や技術の向上が図れるよう、スキルアップのための講習会を開講し、対面やオンデマンド配信にて受講できるようにする。

⑤ 「健康長寿のまち・南区」実現事業への参画

「健康長寿のまち・南区」を実現するため南保健協議会連合会等地域住民が主体となって取り組まれる健康長寿推進事業に、当協会も健康教室での実技指導等積極的に参画、協力することとする。

⑥ 健康づくりの調査研究等

市民の総合的な健康づくりと健康の保持増進のための安全で効果的な健康づくりの理論と方法等について調査、研究を行い、また第三者の貴重な意見等を謙虚に取り入れながらホームページ等で情報発信を行う。

2 青少年等の健全な身体の増進事業

○ ストリートダンス等各種スタジオ教室や水泳教室の開催等

○ 夏休み、春休み子ども水泳教室の開催

○ 青少年の医学的検査や体力測定等の健康度測定及び運動指導等

生活習慣は、ライフステージごとに特徴があり、健康な運動習慣を身に付けるため常に見直し、改善が行えるよう支援することが求められます。

したがって、40歳未満の青少年に対しても健全なスポーツ、運動（当センターのトレーニング機器やプールの活用、エアロビクス、ストリートダンス等の各種教室への参加）が行える環境を提供するとともに、健康診断や体力測定等の健康度測定及び運動指導、助言等を行い、青少年の健全な身体の育成と豊かな情操教育の推進を支援します。

また、入浴中の外国人で、筋力トレーニング等を滞在中も引き続き実施希望する人にも、その機会を提供できるよう主なホテル等との連携を深めながら、受入体制を整えます。

3 京都市健康増進センターの管理運営

○ 令和3年度から令和7年度まで、指定管理者として運営

○ 最も効率的な方法による、高品質で満足度の高い市民サービスの提供

健康増進センターの運営については指定管理者制度が導入されており、当協会は、平成18年度か令和2年度までの三次にわたって、京都市から指定管理者に選定され、今回令和3年度から令和7年度までの指定管理者に指定されています。今後も最も効率的な方法で、かつ、高品質で利用者の満足度の高い市民サービスを目指して管理運営を行ってまいります。

(参考) 京都市健康増進センターの概要

1 設置目的

市民の健康の保持・増進を推進し、「自分の健康は自分で守る」という機運をさらに高め、市民の誰もが自己の年齢、体力に応じて、より安全に、より効果的に健康づくりを行える拠点施設として平成5年に設置された。

2 所在地 京都市南区西九条南田町 1-2

3 敷地面積 約 4,360 平方メートル

4 建設規模 鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 1 階
延床面積約 10,600 平方メートル（南保健センター、地下駐車場を含む。）

5 休館日 月曜日(7月と8月を除く。), 6月第4火曜日～木曜日, 年末年始

6 営業時間

(プール・トレーニングルーム)

火曜日～土曜日	9:30～21:00
日曜日・祝日	9:30～17:00

(健康度測定室)

火曜日・木曜日・土曜日	9:00～12:00
-------------	------------